○美濃加茂市中学校保護者クラブ活動支援補助金交付要綱

令和５年４月２６日
教育委員会告示第１０号

（目的）

第１条　この告示は、中学校部活動の地域移行に伴い、中学校保護者クラブに対し、美濃加茂市中学校保護者クラブ活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、中学生がスポーツ・文化活動に親しむ機会の確保及び健全なスポーツ・文化活動の促進を図り、もってスポーツ・文化振興に寄与することを目的とする。

（適用例規）

第２条　予算の執行に当たっては、美濃加茂市教育委員会に対する事務委任規則（平成１５年美濃加茂市規則第１号）に定めるもののほか、この告示による。

２　補助金の交付に当たっては、美濃加茂市補助金等交付規則（平成２５年美濃加茂市規則第４３号。以下「規則」という。）の例によるもののほか、この告示による。

（定義）

第３条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1) 生徒　美濃加茂市立の中学校に在籍している者をいう。

(2) 中学校保護者クラブ　既存の学校部活動に代わって関係する生徒及びその保護者の総意により設立された自主活動組織であって、次条から第６条までの規定に基づき認定されたものをいう。

(3) 双葉中保護者クラブ　美濃加茂市富加町中学校組合において既存の学校部活動に代わって設立された自主活動組織として認定されたものをいう。

(4) クラブ員　中学校保護者クラブに加入している生徒及び双葉中保護者クラブ加入生徒をいう。

（中学校保護者クラブの認定申請）

第４条　中学校保護者クラブの認定を受けようとするもの（以下「認定申請者」という。）は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 美濃加茂市中学校保護者クラブ認定申請書（様式第１号）

(2) 中学校保護者クラブ規約の写し

(3) 中学校保護者クラブ会計規約の写し

(4) 申請する年度の事業計画書（年間活動計画書）

(5) 申請する年度の収支予算書

(6) 申請する年度の美濃加茂市中学校保護者クラブ生徒名簿・役員名簿・指導者名簿（様式第２号）

(7) 指導者の指導者資格受講証、認定証等の資格を証明する書類の写し

(8) 参加する生徒及び指導者が保険へ加入したことを証明する書類の写し
(9) 美濃加茂市中学校保護者クラブ認定に関する誓約書（様式第３号）
(10) その他教育委員会が必要と認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、前項第２号から第７号までに掲げる書類については、総会資料等で必要事項が記載されていると教育委員会が認める書類に代えることができる。

（認定の決定）

第５条　教育委員会は、前条第１項の規定による申請があったときは、次条に規定する基準に適合するか審査し、認定の可否を決定するものとする。

２　教育委員会は、前項の規定により中学校保護者クラブの認定の可否を決定したときには、速やかに美濃加茂市中学校保護者クラブ認定・不認定通知書（様式第４号）により、当該認定申請者に通知するものとする。

３　教育委員会は、当該認定に際し、認定のための条件を付することができる。

４　教育委員会は、第１項の規定により中学校保護者クラブと認定した団体について、管理台帳を作成し、管理するものとする。

（中学校保護者クラブの認定基準）

第６条　中学校保護者クラブの認定基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) これまでの学校部活動の教育的意義や役割を理解し、継続・発展させ、かつ、学校教育関係者等と必要な連携、協調を図りつつ、生徒の発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整える組織であること。
(2) 組織の運営に必要な規約、会計規約、役員、指導者等を備え、生徒及びその保護者の総意により運営され、一部の設立者、指導者、保護者等による営利活動ではないこと。この場合において、組織を維持し、及び運営するために必要な会費等は、可能な限り低廉な会費とし、公正かつ適正な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行える組織であること。
(3) 岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和５年３月　岐阜県教育委員会）（以下「ガイドライン」という。）Ⅱ・Ⅲに準じ、参加する生徒と十分なコミュニケーションを図り、心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰、行き過ぎた指導、ハラスメント等を根絶し、適宜岐阜県及び美濃加茂市の指導助言に従うことができること。この場合において、発達の個人差や女子の成長期における心身の状態等に関する正しい知識を習得し、適切に配慮することができること。
(4) 年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会の日程等を記載したものをいう。）を策定し、教育委員会、市民協働部スポーツ振興課、市民協働部文化振興課等の担当部署と定期的かつ恒常的に情報共有及び連絡調整ができること。

(5) 活動全般に対応する代表者を１人以上及び実際に生徒を指導する指導者（生徒を指導する者のうち、教育委員会が主催する指導者講習会を受講しているものをいう。以下同じ。）を１人以上確保していること。

(6) 生徒が活動に取り組む時間、休養日等の設定についてはガイドラインⅡ［３］(1)の趣旨が十分理解され、遵守されていること。

(7) 生徒及び指導者が安心して活動できるよう、自身のけが等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入していること。

(8) 市又は学校関係者から活動全般に関し、状況報告、聞き取り等の要請があった場合には、真摯に対応し、書類等の提出要請があった場合は速やかに提出することができること。

（中学校保護者クラブの解散及び活動の休止）

第７条　中学校保護者クラブは、前条各号に掲げる基準に該当しなくなった場合等中学校保護者クラブを解散し、又は活動を休止したときは、関係書類を添えて遅滞なく美濃加茂市中学校保護者クラブ解散・休止届出書（様式第５号）を教育委員会に提出しなければならない。

（補助金の区分等）

第８条　補助金の区分、交付対象団体及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（交付申請の期日等）

第９条　規則第８条第１項の期日は、交付を受けようとする年度の５月１０日又は活動を開始する日前１０日のいずれか遅い日とする。

２　規則第８条第２項第４号の書類は、当該中学校保護者クラブに所属する生徒及び指導者の名簿とする。

３　前項の規定にかかわらず、双葉中保護者クラブが補助金の交付の申請をする場合における規則第８条第２項第４号の書類は、美濃加茂市富加町中学校組合の認定通知及び当該双葉中保護者クラブに加入している生徒の名簿とする。

（実績報告の期日等）

第１０条　規則第１８条第１項の期日は、補助事業完了後３０日又は補助金交付決定を受けた日の属する年度の３月末日までのいずれか早い日とする。

２　規則第１８条第２項第１号の事業実績書は、美濃加茂市中学校保護者クラブ事業実績書（様式第６号）とする。

（補助金の概算払）

第１１条　規則第２１条第１項ただし書の規定により、教育委員会は、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、美濃加茂市中学校保護者クラブ活動支援補助金概算払請求書（様式第７号）を教育委員会に提出しなければならない。

（交付の取消し及び返還）

第１２条　教育委員会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けようとしたとき、又は受けたとき。

(2) 補助金をその目的に反して使用したとき。

(3) その他この告示の規定に違反したとき。

２　教育委員会は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その全部又は一部の返還を補助事業者に命ずることができる。

（委任）

第１３条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和５年５月１日から施行する。

（令和５年度予算に係る補助金に関する特例措置）

２　令和５年度予算に係る指導者報酬に対する補助金の額の算定については、第５条の規定による中学校保護者クラブの認定前の期間であっても、当該補助事業者が令和５年４月１日以降において中学校保護者クラブと同等の活動を行っていたと教育委員会が認めた場合は、当該活動を行っていた期間をその算定に含めるものとする。

附　則（令和６年１月２９日教委告示第２号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和年３月４日教委告示第５号）

この告示は、公布の日から施行し、令和５年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則（令和７年１月２９日教委告示第２号）

この告示は、公布の日から施行し、令和６年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第８条関係）

補助金の区分	交付対象団体	補助金の額
スポーツ少年団登録料自己負担分	美濃加茂市スポーツ少年団に加入した中学校保護者クラブ及び双葉中保護者クラブ	クラブ員の数に３００円を乗じて得た額
スポーツ保険等加入保険料	中学校保護者クラブ及び双葉中保護者クラブ	次の各号に掲げる額の合計額 (1) 交付対象団体を通じてスポーツ保険等の保険に加入したクラブ員の数に８００円を乗じて得た額 (2) 交付対象団体を通じてスポーツ保険等の保険に加入した指導者の数に１，８５０円を乗じて得た額。ただし、クラブ員の数を１０で除して得た数（小数点以下の端数がある場合はこれを切り上げる。）に１，８５０円を乗じて得た額を上限とする。
指導者報酬	中学校保護者クラブ	指導者１人につき、４月１日から翌年３月３１日までの間において生徒を指導した時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間とする。)に１，０００円を乗じて得た額とし、その限度は次のとおりとする。 (1) 指導者１人につき、１０５，０００円を限度とする。 (2) 複数の指導者がいる場合は、合計で２１０，０００円を限度とする。